

各自治体の取組

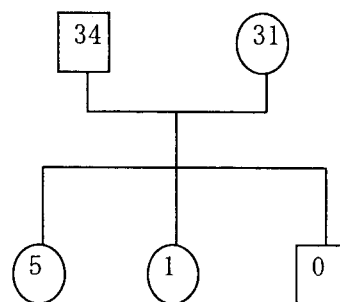
病院からの虐待通告の対応について

【ケース名】 (例) 身体的虐待の疑いがあると病院から通告があったケース

【ケースの概要】

・A病院より、身体的虐待の疑いがあるとの通告がある。同病院の診断の結果、慢性硬膜下血腫、眼底出血、頭蓋骨骨折等がみられ、後遺症として眼底出血による視力低下等の可能性があるとのことであった。
・受傷要因については不明である（父母からは、抱っこしていて畳の上に落とした、つかまり立ちをして転倒したとの説明があったが、頭蓋骨骨折に至る受傷要因にはなり得ないとのこと。）。

【ジェノグラム】



【家族状況等】

(家族構成) 父(34歳), 母(31歳), 姉(5歳), 姉(1歳), 本児(0歳)

- ・本家庭は、5人世帯であり、D市に在住。両親は共働きであるが、母は本児の出産直前に休職し、その後本児らの養育は主に母が担っていた。父は自営業であり、仕事の合間に入浴や姉の保育所の送迎を行っていて、父が仕事で不在の時は、E市在住の母方祖母の援助を受けていた。
- ・本児は、月齢相応の発達が見られる。平成××年7月に不明熱でB病院に入院し、慢性硬膜下血腫、両側硝子体出血の診断を受けた。その後、同病院の紹介で、A病院を受診し即日入院となった。
- ・姉(5歳)は保育園に在園しており、傷、痣がみられたことはない。
- ・姉(1歳)は本児と年子である。月齢相応の発達が見られる。C病院に、感冒症状で本児と同時期に入院したが、CT検査、頭部所見なし。
- ・現在、母、姉(1歳)、本児、の3人は、今回の本児の傷害原因が不明なことから、緊急避難的にE市在住の母方祖父母宅で生活している状況である。

【援助経過】

(経過及び措置)

- H××.7
- ・病院からの虐待通告。
 - ・緊急受理会議、面接指導B。
(以後、関連病院及び姉(5歳)の在園保育園への調査、両親および姉(1歳)との面接調査、母方祖父母宅訪問調査等を実施。また、両親は本児を一時的に母方祖父母宅で母、姉、本児が生活することを了承。)
 - ・受理会議、児童福祉司指導を決定。
- H××.8
- ・本児は退院し、母方祖父母宅で母等と生活開始。同宅に家庭訪問開始。
 - ・虐待防止カウンセリング参加開始。
- H××.10
- ・ケースカンファレンス実施。
 - ・援助方針会議において別紙1「ケース処遇計画」に沿った援助実施を決定。
 - ・両親に対し別紙2「処遇計画スケジュール」を説明。両親は内容の履行を了解。
- H.××.11
- ・ケースカンファレンス実施(自宅での家族全員での試験外泊を決定)。
 - ・母、姉(1歳)、本児の試験外泊開始。
 - ・要保護対策地域協議会個別ケース検討会を開催(本家庭へのモニタリング体制等を決定)。
 - ・母、姉(1歳)、本児の自宅復帰。
- H××.12
- ・自宅への家庭訪問開始。
 - ・姉(1歳)及び本児が地元D市内の保育園に入園。

- H×Q 1 ・ケースカンファレンス実施（本児の受傷等問題がみられないことから、虐待防止カウンセリング以外の通所の終了が決定）。
- H×Q 2 ・ケースカンファレンス実施（本児の受傷等問題がみられないことから、3月に要保護対策地域協議会個別ケース検討会を開催し、地元D市に本家庭への家庭訪問等によるモニタリングを依頼することが決定）。
- H×Q 3 ・要保護対策地域協議会個別ケース検討会を開催（本家庭への4月以降のモニタリング等の支援体制及び家庭訪問等モニタリング主体（地元市D町村）を決定）し、本ケースは終結。

（課題と目標）

本ケースは本児の受傷の原因が虐待かどうかの判断ができず、虐待と仮定した場合、その主体が父、母いずれかも不明であることから、とりあえず第三者のモニタリングによるリスク軽減を目的に、本児（及び姉）は、“緊急避難的”にE市在住の母方祖父母宅で生活させることになったものである。

その後、今回の主訴において虐待行為があったと仮定し、その防止を目的に、父、母兩人に対し家庭復帰の事前、事後に次の各項目を実施することを計画した。

なお、家庭復帰については試験外泊を実施し、家庭訪問時に問題なしと判断されればそのまま継続し、家庭訪問や虐待防止カウンセリングへの両親、本児の参加等により、モニタリングを実施することとした。

（1）家庭復帰の事前指導

- ・ 児相による本児の身体状況に基づくSBS（乳幼児揺さぶられ症候群（shaken baby syndrome））等予防方法、育児方法、育児ストレス等対処方法の指導
- ・ 児童虐待防止カウンセリングへの参加（毎月1回児相で実施）
- ・ ケースカンファレンスの実施（2ヶ月に1回児相で実施）
- ・ 児相職員の訪問による自宅内での養育状況、危険箇所等の確認及びその対応等の指導

（2）家庭復帰の事後指導

- ・ 児相、本家庭在住市関係機関の訪問による家庭復帰事前に確認した養育等への対応状況の確認（毎月1回各機関で実施）
- ・ 保育園によるモニタリングの実施（本児入園後実施）
- ・ 児童虐待防止カウンセリングへの参加（毎月1回児相で実施）
- ・ ケースカンファレンスの実施（1ヶ月に1回児相で実施）

（3）支援プログラムとスケジュール

- ・ 下記【家族説明用資料】参照

（支援の結果）

虐待の可否や虐待行為の主体は判明しなかったが、児相の関わり以降、虐待行為が原因である本児の受傷等はみられなかった。

【家族説明用資料】

- ・ 処遇計画の具体的なスケジュールについて、別紙2「処遇計画スケジュール」を両親に提示したところ、その内容の履行について了解を得た。

【その他】

ケース処遇計画

1 対象ケース	対象児童	氏名	(男)
		生年月日	平成 年 月 日 (0才)
	対象保護者	氏名	(男) <実父>
		生年月日	昭和 年 月 日 (34才)
	入所施設名	(在宅指導)	
虐待種別	身体的虐待		
2 実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (予定)		
3 実施体制 (関係機関)	D市児童福祉課 (係長)		
	D市保健センター (係長 (保健師))		
	※ 本児は家庭復帰時にD市内の私立保育園に入園予定。		
4 計画の概要	<p>1. ケース概要 (通告内容等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A病院より、身体的虐待の疑いがあるとの通告があり、同病院の診断の結果、慢性硬膜下血腫、眼底出血、頭蓋骨骨折等がみられ、後遺症として眼底出血による視力低下等の可能性があるとのことであった。 ・ 受傷要因については不明である(父母からは、抱っこしていて畳の上に落としたり、つかまり立ちをして転倒したとの説明があったが、頭蓋骨骨折に至る受傷要因にはなり得ないとのこと。) <p>2. 児童・家庭の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本家庭は、5人世帯であり、両親は共働きであるが、母は本児の出産直前に休職し、その後本児らの養育は主に母が担っていた。父は自営業であり、仕事の合間に入浴や姉(5歳)の保育所の送迎を行っていて、父が仕事で不在の時は、E市在住の母方祖母の援助をうけていた。 ・ 本児は、月齢相応の発達が見られる。平成××年7月に不明熱でB病院に入院し、慢性硬膜下血腫、両側硝子体出血の診断を受けた。同病院の紹介で、同7月A病院を受診し即日入院となった。 ・ 姉(5歳)は保育園に在園しており、傷、痣がみられたことはない。 ・ 姉(1歳)は本児と年子である。月齢相応の発達が見られる。C病院に、感冒症状で本児と同時期に入院したが、CT検査、頭部所見なし。 ・ 現在、母、姉(1歳)、本児の3人は、今回の本児の傷害原因が不明なことから、児相の判断(第三者のモニタリングが必要)により、緊急避難的にE市在住の母方祖父母宅で生活している状況である。 		

	<p>3. 扶養親族状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 父方祖母は他界。 ・ 母方祖父母は、E市在住しており、自営である。 これまでも本家庭を訪問して育児を手伝うなど援助をしており、今後も養育を援助する意志がある。 <p>4. 処遇計画</p> <p>現在、母、姉（1歳）、本児は、“緊急避難的”にE市の母方祖父母宅で生活しているが、今後、家庭復帰の事前、事後に次の各項目を実施することを計画している。</p> <p>(1) 家庭復帰の事前指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児相による本児の身体状況に基づくSBS（乳幼児揺さぶられ症候群（shaken baby syndrome））等予防方法、育児方法、育児ストレス等対処方法の指導 ・ 児童虐待防止カウンセリングへの参加（毎月1回児相で実施） ・ ケースカンファレンスの実施（2ヶ月に1回児相で実施） ・ 児相職員の訪問による自宅内での養育状況、危険箇所等の確認及びその対応等の指導 <p>(2) 家庭復帰の事後指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児相、地元D市関係機関の訪問による家庭復帰事前に確認した養育等への対応状況の確認（毎月1回各機関で実施） ・ 保育園によるモニタリングの実施（本児入園後実施） ・ 児童虐待防止カウンセリングへの参加（毎月1回児相で実施） ・ ケースカンファレンスの実施（1ヶ月に1回児相で実施） <p>◎ 処遇計画の具体的なスケジュールについては、別紙2「ケース処遇計画スケジュール」のとおり</p>
5 その他	

ケース処遇計画スケジュール

区分	～10月	11月	12月	1月	2月	3月	当 計 画 終 了 （ 予 定 ）
307 家族の対応	<p>◎ 家庭訪問（家庭環境、養育状況等の説明（7月～（毎月）））</p> <p>● 虐待防止カウンセリング参加（7月～（10月を除く毎月））</p>	<p>○ 児相で面接（今後の家庭復帰スケジュールを職員から説明）</p> <p>◎ 自宅での面接（自宅内での養育状況、危険箇所等を説明）</p> <p>● 虐待防止カウンセリング参加 ・精神科 Dr と SBS（※）のDVD視聴感想の話し合いを実施</p>	<p>○ 児相で面接（当支援計画に基づく養育状況等を説明）</p> <p>◎ 自宅での面接（自宅内外（保育園含む）での養育状況、危険箇所への対応等を説明）</p> <p>● 虐待防止カウンセリング参加 ・精神科 Dr に対し養育状況等を説明 ・精神科 Dr より助言</p>	<p>○ 児相で面接（当支援計画に基づく養育状況等を説明）</p> <p>◎ 自宅での面接（自宅内外（保育園含む）での養育状況、危険箇所への対応等を説明）</p> <p>● 虐待防止カウンセリング参加 ・精神科 Dr に対し養育状況等を説明 ・精神科 Dr より助言</p>	<p>○ 児相で面接（当支援計画に基づく養育状況等を説明）</p> <p>◎ 自宅での面接（自宅内外（保育園含む）での養育状況、危険箇所への対応等を説明）</p> <p>● 虐待防止カウンセリング参加 ・精神科 Dr に対し養育状況等を説明 ・精神科 Dr より助言</p>	<p>○ 児相で面接（当支援計画に基づく養育状況等を説明）</p> <p>◎ 自宅での面接（自宅内外（保育園含む）での養育状況、危険箇所への対応等を説明）</p> <p>● 虐待防止カウンセリング参加 ・精神科 Dr に対し養育状況等を説明 ・精神科 Dr より助言</p>	

※ 乳幼児揺さぶられ症候群（shaken baby syndrome）の略。

